

⑨ 千葉市・四街道市における離婚別居家庭子供の心理社会特性に関する実態調査

1. 研究組織

研究代表者： 山口豊 （東京情報大学・准教授）

研究分担者： 吉田斎子 （東京情報大学学生相談室相談員・千葉大学大学院博士課程）

研究分担者： 林いづみ （東京情報大学学生相談室相談員）

2. プロジェクトの目的

現代日本の家族関係・親子関係に深刻な影響を与えるものに夫婦の別居・離婚がある。今日、およそ夫婦の3組に1組（約22万組）が離婚をするが、その中には、未成年の子供が約25万人もいる。そして、このことは、別居離婚家庭の多くに、親子関係への深刻な心理社会的影響を与えている可能性がある。なぜなら、離婚後の未成年子供の約7割は、別居親と交流できていない可能性があるからである。我が国は、世界的には希少になってしまった単独親権制度を採用していることから、夫婦が離婚すると必然的に片親は親権（監護権）を持たなくなり、子供の監護から外される可能性が高くなるために、両親からの愛情と経済的支援に制限がかかる。実際、片親家庭の経済的困窮や虐待（DVやネグレクト）などはよく報道されている。千葉市においても、平成27年の婚姻件数は4,612件なのに対し、離婚件数は1,711件で、前年の1,701件より10件増加している。また、四街道市においても、平成26年の婚姻件数は372件なのに対し、離婚件数は157件となっている。このことは、千葉市・四街道市においても、相当数の片親家庭が、否定的な心理社会的課題に苦悩していると考えられる。今のところ、これらの問題に有効な解決策は示されていない。なぜなら、これらの問題は、別居離婚家庭における制限された家族構造の問題が根本にあるからである。したがって、行政による経済支援や児相による介入では限界があろう。何より、別居離婚家庭において、家族の再構築が必要である。つまり、離婚家庭であっても、子育てに関しては元夫婦が葛藤を超え、お互い愛情面や経済面で可能な限り協力していく体制を作っていくことである。具体的には、別居親と子供の面会交流を充実させることで、子供の愛情不足を減じ、養育費の支払いを促進させ、別居離婚家庭であっても、可能な限り、離婚前の状態に近づけ、同居親の養育負担を減じていくことである。実際、すでに、千葉県や千葉市、周辺自治体（印西市・柏市）議会には、親子の面会交流や養育の支払いの充実を求めた国への法整備の意見書や自治体独自による面会交流充実などの公的支援要請が陳情・請願され、採択も進んでいる。

これらのことから、千葉市内や四街道市において、別居離婚家庭における子供や別居親同居親の心理社会特性を把握する必要がある。まず初めには、小中高校において、児童生徒を対象としたアンケートを実施する必要がある。

### 3. プロジェクトの実施内容

本研究は、離婚別居における子供の心理特性の問題点について、千葉市主催公開講座を通して、市民に伝えることを第1の目的としていた。更に、公開講座の中で当事者（別居親・同居親）を通し、子供の心理特性調査協力を依頼するとしていた。そこで、調査のための質問紙作成をすすめ、完成することができた。次に、調査実施のための質問紙に関して、本学の「人を対象とする倫理委員会」に申請し、倫理委員会の承諾を得ることができた。しかし、実際の調査に関しては、講座開催依頼に関して、時期的な問題から、今回は講座を見送らざるを得なくなってしまい、予定していた調査ができなかった。

### 4. プロジェクトの成果

作成質問紙の内容は以下の様である。なお、今後、調査実施していく予定のため、質問紙自体の公開は見送っている。

1. 属性（性別年齢など）
2. 離婚別居に関すること（経験有無、面会交流、同居親からの別居親への印象、離婚別居への評価、親イメージ、健康を害する行動＜飲酒・自傷・自殺など＞）
3. 心理特性（自己イメージ・メンタルヘルス・情緒的支援認知、レジリエンス・ストレス度など）

上記の質問紙は、離婚別居家庭子供の心理特性把握のきわめて詳細な内容である。このことは、我が国では従来見られなかったものであり、実施されれば、我が国の親権制度を再考するための資料となる可能性も出てくる。今後は、本質問紙を用いて、できるだけ早い時期に調査を実施していくこととする

以上